

様式 3

誓 約 書

令和 年 月 日

沖縄県企業局長 殿

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

私は下記の事項について、誓約いたします。

また、入札に際しては、入札公告、入札説明書等の内容を全て承知の上参加いたします。

なお、入札参加資格の確認のため、貴局が入札参加申請者を沖縄県警察本部に照会することについて承諾いたします。

記

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項第 1 号から第 7 号に該当しておりません。
- 2 会社更生法第 17 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による更正手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法第 21 条の規定による民事再生手続き開始の申立がなされている者ではありません。
- 3 他の入札参加者との間に、資本関係、人的関係又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係にありません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同法第 2 条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではありません。

※ 法令の内容については、別紙「法令」を御覧ください。

法令抜粋

●【地方自治法施行令】（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

●【会社更生法】

（更正手続開始の申立）

第 17 条 株式会社は、当該株式会社に更生手続開始の原因となる事実（次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実をいう。）があるときは、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

一 破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがある場合

二 弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合

●【民事再生法】

（再生手続開始の申立て）

第 21 条 債務者に破産手続開始の原因となる事実の生じるおそれがあるときは、債務者は、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。

（以下略）

●【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律】

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一つにする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む。）

三 法人その他団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）